

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社企業グループは、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社が定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の客観性や透明性を高めるとともに、迅速かつ適正な意思決定につながる企業経営を追求してまいります。そして、当社企業グループの経営方針に基づき、お客様、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

補充原則1-2-4「議決権の電子行使及び招集通知の英訳」:

当社においては、機関投資家や海外投資家の比率が低いことなどから、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳は行っておりません。機関投資家や海外投資家の比率がそれぞれ20%超となった場合には、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳の実施について、コスト等の視点も踏まえながら検討を進めてまいります。

補充原則3-1-2「英語での情報開示・提供」:

当社においては、外国人株主の議決権比率が低い値での推移であり、コスト等の視点から効果も期待できないことなどから、英語での情報開示・提供は行っておりません。外国人株主の議決権比率が20%超となった場合には、英語での情報提供・開示を検討してまいります。

補充原則4-1-3「最高経営責任(CEO)等の後継者計画」:

当社において、代表取締役社長(最高経営責任者)の後継者候補の育成は、重要な戦略の一つと位置付け、取締役会にて後継者育成プランニングを策定し、取締役会にて実行を監督してまいります。

原則4-2「取締役会の役割・責務(2)」:

取締役会は、取締役からの提案を随時受け付け、当該提案について多角的な検討を十分に行っております。取締役会において承認された案件については、代表取締役社長の指示のもと、担当取締役が迅速に業務遂行し、取締役会が監督しております。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、固定報酬と業績連動報酬に区分され、これまでの経営に携わった役位、役割、職責及び在任期間以外に経営経験、知見、知識からの期待値等を総合的に勘案した設定になっており、報酬委員会からの答申のもと、取締役会にて決定しています。

原則4-2-1「経営陣の報酬体系及び割合設定」:

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬と業績連動報酬に区分され、これまでの経営に携わった役位、役割、職責及び在任期間以外に経営経験、知見、知識からの期待値等を総合的に勘案した設定になっており、報酬委員会からの答申のもと、取締役会にて決定しています。また、中長期的な業績と連動した自社株報酬を含めた報酬体系等を引き続き検討してまいります。

原則5-2「経営戦略や経営計画の策定・公表」:

当社企業グループは、グループ経営方針に基づき、中期経営計画を策定し、連結の売上高及び営業利益高を中期経営目標として定め、当社の公式ホームページ等にて開示しております。

なお、中期経営計画につきましては、売上回復を主とした経営基盤作りの戦略推進を優先させていくことから、資本コストの効率性に関する目標は設定しておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則において、開示すべきとされる事項については、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

当社ホームページ(コーポレートガバナンス)URL: <https://www.charle.co.jp/corporate/governance/>

なお、コーポレートガバナンス・コードの開示事項については、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」(以下、「当社方針」という)のうち、それぞれ、次の項目をご参照ください。

原則1-4「政策保有株式」:当社方針第2章第4条

原則1-7「関連当事者間の取引」:当社方針第2章第5条

原則2-6「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」:当社方針第4章第10条

原則3-1「情報開示の充実」:当社方針第1章第1条、第6章第19条・第20条・第23条・第24条・第8章第30条・第31条

<補足1>当社の中期経営計画の概要については、当社のホームページ等にて開示しております。

当社ホームページ(中期経営計画)URL:<https://www.charle.co.jp/ir/strategy/>

<補足2>全ての取締役候補者の指名理由を株主総会招集通知等にて開示するようにしております。また、取締役の選任理由についても、開示してまいります。

補充原則4-1-1「経営陣に対する委任の範囲の概要」:当社方針第6章第16条

原則4-9「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」:当社方針第6章第22条

補充原則4-1-1-1「取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方」:当社方針第6章第17条、第19条

補充原則4-1-1-2「取締役の兼任状況」:当社方針第6章第21条

補充原則4-1-1-3「取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要」:当社方針第6章第25条

<補足>取締役会の実効性評価の結果の概要については、当社のホームページにて開示しております。

当社ホームページ(コーポレートガバナンス)URL:<https://www.charle.co.jp/corporate/governance/>

補充原則4-1-4-2「取締役に対するトレーニングの方針」:当社方針第9章第33条

原則5-1「株主との建設的な対話に関する方針」:当社方針第10章第34条

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
林 雅晴	1,508,925	9.53
有限会社G&L	1,272,432	8.04
有限会社Lam's	956,150	6.04
林 勝哉	843,500	5.33
瀬崎 五葉	834,700	5.27
林 宏子	737,699	4.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	707,189	4.47
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	542,100	3.42
林 直樹	458,305	2.89
林 達哉	291,000	1.84

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	卸売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社株式は、創業家及びその関連会社が総議決権の約4割を保有しております。

2021年6月23日開催の第46回株主総会にて大株主である林勝哉氏が代表取締役として就任いたしました。同氏は2008年12月当時、当社において進めていたマネジメントバイアウト関連の手続きにおいて、同氏の手続の公正性を疑われる行為があったことを理由に代表執行役社長を解職され、取締役を辞任した経緯があります。

上記経緯を踏まえて、当社としましては、代表取締役社長候補として選任にあたり、社外取締役並びに社外監査役等で構成される指名委員会にその是非を諮問いたしました。指名委員会は、同氏の取締役辞任時の経緯に対する認識やコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスに対する意識改善を確認し、上場会社の取締役として株主の負託を受けていることを自覚した上で、大株主としての地位と混同することなく、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、代表取締役社長としての職責を全うできる人物であり、当社の定める「取締役候補者の指名方針並びに選解任基準」の要件を満たしていると判断しました。

このような経緯を踏まえ、当社としましては、指名委員会の答申を尊重しつつ、同氏を取締役候補者として選任することを取締役会にて決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新
--

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉田 金吾	他の会社の出身者													
岸本 達司	弁護士													
井出 久美	公認会計士													
茂永 崇	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新
--

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

吉田 金吾				<p>(社外取締役を選定した理由) 長年にわたり金融・財務分野に携わり、金融機関の法人部門や内部管理部門に在籍した豊富な経験および知見を活かした適切な監査・監督が期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>(独立役員に指定した理由) 一般株主を保護する観点から、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性が十分に確保されており適任であると判断していることから、独立役員として指定しております。</p>
岸本 達司				<p>(社外取締役を選定した理由) 弁護士の資格を有しており、これまで培った経験や法的知見を活かしつつ、客観的かつ公正な立場で当社の監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献いただき、適切な監査・監督が期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>(独立役員に指定した理由) 一般株主を保護する観点から、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性が十分に確保されており適任であると判断していることから、独立役員として指定しております。</p>
井出 久美				<p>(社外取締役を選定した理由) 公認会計士として財務および会計の専門知識を有しており、これまでの職務経験を通して培った専門的知識を活かした適切な監査・監督が期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>(独立役員に指定した理由) 一般株主を保護する観点から、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性が十分に確保されており適任であると判断していることから、独立役員として指定しております。</p>
茂永 崇				<p>(社外取締役を選定した理由) 弁護士資格を有しており、民事調停委員等に就任するなど幅広く活動されており、これまでの職務経験を通して培った専門的な知見を活かし、客観的かつ公正な立場で当社の監査体制の強化ならびにコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス経営に大きく貢献いただくことが期待できると判断したことから、監査等委員である社外取締役として選任しております。</p> <p>(独立役員に指定した理由) 一般株主を保護する観点から、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性が十分に確保されており適任であると判断していることから、独立役員として指定しております。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

1. 監査等委員会の職務を補助する使用人は「監査等委員会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査等委員会から受けた指示に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。

2. 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を必要としております。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務評価等は常勤監査等委員である取締役が行い、監査等委員会に報告しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 当社の監査等委員会は、監査等委員会の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人及び内部監査部門と意見交換を行う体制にしております。
2. 監査等委員会は、事業課題や監査体制等について、必要に応じて当社の代表取締役社長と意見交換をしております。
3. 当社は、監査等委員会が監査等委員会の職務を補助する使用人に対して監査に必要な調査を求めることができ、必要に応じて外部の有識者(弁護士、公認会計士)と随時相談できる体制にしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

1. 指名委員会の役割

当社では、取締役の選解任や候補者の指名に関する決定プロセスの客観性や透明性を確保するために、任意の諮問機関である指名委員会を設置しております。指名委員会は、独立社外取締役4名及び業務執行取締役1名で構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役の選解任案並びにその方針・基準、代表取締役社長の後継者計画の策定・運用等に関する取締役会の諮問に対して、審議して答申を行います。なお、独立社外取締役は、すべて監査等委員である取締役であります。

2. 報酬委員会の役割

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する決定プロセスの客観性や透明性を確保するために、任意の諮問機関である報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、独立社外取締役4名及び業務執行取締役1名で構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬体系並びに報酬決定の方針、取締役の報酬額等に関する取締役会の諮問に対して、審議して答申を行います。

なお、独立社外取締役は、すべて監査等委員である取締役であります。

3. 指名委員会・報酬委員会の構成員及び出席回数等(2021年3月期)

(1) 指名委員会の構成員及び出席回数等

委員長: 天野富夫(11/11回)

委員: 奥平和良(11/11回)、脇田純一、(11/11回)岸本達司(11/11回)、井出久美(11/11回)

(2) 報酬委員会の構成員及び出席回数等

委員長: 天野富夫(9/9回)

委員: 奥平和良(9/9回)、脇田純一、(9/9回)岸本達司(9/9回)、井出久美(9/9回)

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 4名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役(監査等委員である取締役)をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬等の詳細については、「取締役報酬関係」をご参照ください。
また、取締役へのインセンティブにつきましては、現行の報酬設計が当社においては適していると考えていることから、ストックオプション制度を導入しておりません。
なお、今後については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたインセンティブ制度を検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

[役員区分 / 報酬等の総額 / (役員報酬等の種類別の総額) / 人数]
取締役(社外取締役除く)56百万円(固定報酬56百万円 / 変動報酬 - / その他の報酬 -)5名
監査役(社外取締役除く)9百万円(固定報酬9百万円 / 変動報酬 - / その他の報酬 -)1名
社外取締役10百万円(固定報酬10百万円 / 変動報酬 - / その他の報酬 -)2名
社外監査役10百万円(固定報酬10百万円 / 変動報酬 - / その他の報酬 -)2名

注)

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等による業績の低迷を受け、経営責任を明確にするため、取締役(社外取締役を除く)5名については月額報酬の20%、社外取締役2名については月額報酬の10%、監査役については月額報酬の10%を2020年8月から12月までの5か月間、自主返納いたしております。
- 取締役(社外取締役除く)の報酬等の総額及び人数には、2021年1月31日付にて辞任により退任した使用人兼務取締役1名分を含んでおります。
- 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役(3名)の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役3名に対しては、上記報酬等のほか、使用人分給与として28百万円を支給しております。また、当該使用人兼務取締役3名の取締役としての報酬等の総額は8百万円であり、これらは上記報酬等の総額に含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.取締役及び監査役が受ける個人別の報酬等の内容決定に関する方針

(1)取締役及び監査役の報酬等の基本方針及び報酬水準の決定方法

当社は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針としております。

また、役員報酬水準については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関調査による他社水準を参考にしつつ、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

(2)取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬等に関する方針

代表取締役社長兼社長執行役員と取締役兼専務執行役員の報酬等は、役割、役位及び代表権の有無等の職責に基づき、あらかじめ設定された基本報酬テーブル(固定報酬9割、変動報酬1割)を用いる方法を採用しております。

また、基本報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、各取締役の担当業務における実績並びに各取締役それぞれの役割及び役位に応じて設定された定量的・定性的要素による個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

使用人兼務取締役の報酬等に関する方針

使用人兼務取締役の報酬等は、取締役報酬分と使用人給与分に区分して個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえて、役員報酬規の定める範囲で、取締役会にて決定しております。

社外取締役の報酬等に関する方針

社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成されており、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

監査役(社外監査役を除く)の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、経営の監督及び監査機能を十分に機能させるため、業績とは連動せず、固定報酬のみによって構成され、あらかじめ設定された固定報酬テーブルを用いる方法を採用しております。

また、固定報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、職責に基づき、監査役会の協議にて決定しております。

社外監査役の報酬等に関する方針

社外監査役の報酬等は、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みではない固定報酬のみによって構成され、監査役会の協議にて決定しております。

当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別報酬等の決定に当たっては、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会が取締役会からの諮問により原案について決定方針との整合性を含め総合的に審議し、答申を行っており、取締役会としても答申内容を尊重したものと確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3)業績連動報酬に係る指標、その選定理由及び業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬に係る指標、その選定理由

指標種別:親会社株主に帰属する当期純利益

選定理由:事業年度の活動にて得られた損益であり、事業年度期間の企業価値向上に直結する重要な指標であることから、株主の皆さまの利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと考えております。

業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬となる変動報酬は、基準額である基本報酬の1割部分に、前年の親会社株主に帰属する当期純利益額(連結子会社がある場合には、親会社株主に帰属する当期純利益額)に対する目標達成状況に応じて、一定の割合を乗じて算定することとしております。

(4)当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

指標種別	目標	実績	達成状況
親会社株主に帰属する当期純利益	-	1,329百万円	-

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標は設定しておりません。

役員報酬規程において、当期純利益予算(目標)に対し実績が40%以上下回った場合、または当期純利益(連結子会社がある場合には、親会社株主に帰属する当期純利益)が600百万円を下回った場合は業績連動報酬を支給しないことになっております。

当連結会計年度より、指標種別の目標は、連結の親会社株主に帰属する当期純利益の目標に変更しております。

(5)取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額1億96百万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額27百万円以内)とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名(うち社外取締役1名)です。

監査役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額34百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

2. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は2021年5月27日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を前提とした取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

(1)基本方針及び報酬水準の決定方法

当社の取締役の報酬等は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針としております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬水準(報酬の支給時期及び支給条件も含む。)については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関の調査による他社水準を踏まえ、取締役会の決議を経て取締役報酬規程にて定めており、また、監査等委員である取締役の報酬水準についても取締役(監査等委員である取締役を除く。)と同様の考えのもと、監査等委員会の協議を経て取締役報酬規程にて定めております。

(2)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬

取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち業務執行取締役に対しては、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう株主利益と連動したものとするため、固定報酬及び業績連動報酬から構成される基本報酬を支給します。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち社外取締役に対しては、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行うという役割と独立性の観点から、業績とは連動しない固定報酬のみ支給します。

また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対しては、取締役報酬規程の範囲内で就任する役位等に応じて手当を支給し、また、業績が著しく向上した場合には株主総会の決議に基づき賞与を支給することができるものとしております。ただし、賞与の支給に関しては、その支給を決定した経緯等を踏まえ、別途、当該賞与に係る個人別の金額の決定に関する方針を定めるか、または株主総会の決議において個人別の支給額の承認を得るものとしております。

(3)業務執行取締役の基本報酬の個人別の金額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬は、これまでの経営に携わった役割、役割、職責及び在任期間以外に、経営経験、知見、知識からの期待値等を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める業務執行取締役基本報酬テーブルを基準とし、取締役会にて決定します。なお、業務執行取締役の基本報酬テーブルは、「固定報酬:業績連動報酬=9割:1割」より構成し、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとしております。

(4)社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)の固定報酬の個人別の金額の決定に関する方針

社外取締役の固定報酬は、役割・責任の観点を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める社外取締役報酬テーブルの範囲内で、取締役会にて決定します。また、社外取締役が当社の設置する委員会の委員長として選定された場合には、取締役報酬規程に基づき定額の手当を支給します。

(5)業績連動報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬を構成する業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため経営指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の経営指標の目標値に対する達成度合いに応じて業務執行取締役基本報酬テーブルによる業績連動報酬の基準額を増減して算出された額を毎年一定の時期に支給します。目標とする経営指標は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に取締役会にて設定するものとし、各年度の各経営指標の数値は、前年度に係る通期の決算短信の公表までに取締役会にて決定します。業務執行取締役の業績連動報酬を支給する際の経営指標及びその割合を「売上高(単体):営業利益(単体):親会社株主に帰属する当期純利益(連結) = 2割:4割:4割」とします。なお、営業利益(単体)が赤字の場合には、業績連動報酬を支給しません。

各経営指標を決定した理由は次のとおりであります

売上高(単体)

当社グループの売上高は、レディースインナー等販売事業が中核となっており、当社グループの企業価値向上に直結する指標であることから、業務執行取締役の報酬を決定する指標として適切である。

営業利益(単体)

レディースインナー等販売事業の売上高は、当社グループの中核になっていること、また、同事業の社員の賞与は当社の営業利益(単体)の達成度に応じて支給されるため、業務執行取締役の業績連動報酬についても、営業利益(単体)との連動性を高めることで貢献意欲や責任感を強めることが期待でき、社員のインセンティブと合致させることが期待できることから、当社の営業利益は、業務執行取締役の報酬を決定する指標として適切である。

親会社株主に帰属する当期純利益(連結)

親会社株主に帰属する当期純利益(連結)は、当社グループにおける事業活動にて得られた企業評価であり、株主視点での経営を促し、株主の利益との共通化という観点から期待でき、当社グループの企業価値向上に直結する重要な指標であることから、業務執行取締役の報酬を決定する指標として適切である。

(6)監査等委員である取締役の報酬等及び個人別の報酬等の額の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬は、業績とは連動しない固定報酬のみを支給します。また、監査等委員である社外取締役に對しては、当社が設置する委員会の委員長として選定された場合に取締役報酬規程に基づき定額の手当を支給し、業績が著しく向上した場合には株主総会の決議に基づき賞与を支給することができるものとしております。

監査等委員である取締役の固定報酬は、役割・責任の観点から総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める報酬テーブルの範囲内で、監査等委員会の協議によって決定します。なお、常勤監査等委員である取締役の報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役の職務をサポートする役割として、取締役会の議案における重要な情報の伝達は取締役会事務局である法務室が行い、経営会議やその他の重要会議における重要な情報伝達は会議事務局である経営企画部が行い、それ以外の情報は常勤監査等委員である社外取締役から監査等委員である社外取締役へ必要な社内情報を伝達する体制をとっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

社内規程に従い、取締役会が必要性を認めた場合に、社長が取締役に諮り、相談役・顧問の設置を決定することとしております。なお、当社では相談役・顧問は、現在、在任していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会における監督機能の実効性向上及び戦略議論の活発化等を目的とし、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会における承認を経て、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

また、当社は各所管部署の業績改善に対する責任と役割の明確化を図るために、2019年4月1日付より執行役員制度を導入していましたが、中期経営計画の推進並びに業績回復に向けた経営改革を推進していくために、2021年4月4日付より代表取締役社長の直下に各部門を配置し、より一層の経営の効率化並びに意思決定の迅速化を図るために、同年6月23日付をもって執行役員制度を廃止いたしました。

【取締役会】

当社の取締役会は、取締役は9名(内4名は監査等委員である取締役)で構成しております。取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会の議長は、代表取締役社長が務めております。法令に定められた事項及び事業計画・戦略等の経営上の重要な事項の審議や方針の決議をするとともに、職務執行状況についての監督をしております。

なお、監査等委員である取締役は、すべて独立社外取締役であります。

【経営会議】

当社は、重要な業務執行の決定を行う機関として、経営会議を設置しております。原則として毎月2回開催し、代表取締役社長及び部門長9名で構成され、議長は代表取締役社長が務めております。経営計画・戦略の策定やその他の主要な経営課題に関する事項の協議、取締役会審議事項の事前審議、各事業部門の業務や業績の進捗確認等を行っております。

【監査等委員会】

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、監査の実効性を確保するために常勤監査等委員を1名選定し、また、財務報告の信頼性を確保するために財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員を配置しております。

監査等委員会は、原則として、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の監査・監督を行うとともに、内部監査部門並びに会計監査人との監査における連携体制を強化することで、監査及び監督の実効性を高めております。子会社においても、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けるなど、監査体制を整えております。

また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会事務局を内部監査部門に設置し、監査等委員会スタッフを配置しております。

なお、監査等委員である取締役は、すべて独立社外取締役であります。

【指名並びに報酬等に係る委員会】

当社では、取締役の選解任や候補者の指名並びに取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する決定プロセスの客観性や透明性を確保するために、任意の諮問機関である指名並びに報酬等に係る委員会を設置しております。諮問委員会は、独立社外取締役4名及び業務執行取締役1名で構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。取締役の選解任案並びにその方針・基準、代表取締役社長の後継者計画の策定・運用、また取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬体系並びに報酬決定の方針、取締役の報酬額等に関する取締役会の諮問に対して、審議して答申を行います。

なお、独立社外取締役は、すべて監査等委員である取締役であります。

【コンプライアンス委員会】

当社では、企業グループの取締役・使用人及び取引先等による不正行為の抑止等を図るとともに、当社企業グループの社会的信頼の維持及びコンプライアンス態勢を確立するために、「コンプライアンス委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、独立社外取締役4名で構成され、委員長は独立社外取締役が務めております。コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コンプライアンス態勢に関する確認、また不正行為等への審議・調査を行い、適宜、取締役会へ報告・意見具申をしております。

なお、独立社外取締役は、すべて監査等委員である取締役であります。

【ガバナンス向上委員会】

当社では、新たな経営体制において、独立社外取締役の比率を取締役全体の3分の1以上とする体制により、取締役会の監督機能の実効性を高めておりますが、当社企業グループのコーポレート・ガバナンス体制をより一層の客観性と透明性の高い企業統治体制を実現し、企業価値を図るために、「ガバナンス向上委員会」を設置しております。「ガバナンス向上委員会」は、独立社外取締役2名、外部有識者2名で構成され、委員長は外部有識者が務めております。原則として、四半期に1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、コーポレート・ガバナンス体制及びその向上施策への助言及び提言、取締役会並びに経営会議等に対する助言及びモニタリング、コーポレート・ガバナンス意識向上のための教育及び助言等を取締役会並びに経営会議へ行っております。

なお、独立社外取締役は、すべて監査等委員である取締役であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業統治体制として監査等委員会設置会社を採用しております。当社の監査等委員である取締役全員は、独立社外取締役であり、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上としております。また、社外取締役においては、金融・法律・会計など、様々な分野における経験や知見を有しており、客観性や公正的な観点から、事業運営に対する適法性及び妥当性のある助言・提言が行われるとともに、取締役会において議決権を行使することで、取締役会における透明性や健全性の確保、並びに監視・監督機能を十分に果たすものと考えております。

さらに、当社は「ガバナンス向上委員会」を設置しており、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる機能向上を図ってまいります。

これらの体制を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、有効に機能していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の内容を十分に検討する期間を設けるように、株主総会における招集通知は法定期日の3営業日前に発送するよう努めております。また、招集通知を発送するまでの間に、東京証券取引所及び当社ホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主によって構成される最高意思決定機関であり、株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主が株主総会に出席できるように、株主総会の開催場所及び開催日時を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低いことなどから、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳は行っていません。なお、機関投資家や海外投資家の比率がそれぞれ20%超となった場合には、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳の実施について、コスト等の視点も踏まえながら検討を進めてまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低いことなどから、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳は行っていません。なお、機関投資家や海外投資家の比率がそれぞれ20%超となった場合には、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳の実施について、コスト等の視点も踏まえながら検討を進めてまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、機関投資家や海外投資家の比率が低いことなどから、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳は行っていません。なお、機関投資家や海外投資家の比率がそれぞれ20%超となった場合には、議決権行使の電子化及び招集通知の英訳の実施について、コスト等の視点も踏まえながら検討を進めてまいります。
その他	当社は、招集通知発送日の前日から当社公式ホームページにて招集通知を開示しております。 当社公式ホームページ(株主総会)URL: https://www.charle.co.jp/ir/meeting/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知、事業報告書(株主のみなさまへ)、コーポレートガバナンス基本方針、コーポレートガバナンス報告書、プレスリリース等の開示資料を掲載しております。 当社公式ホームページ(IR情報)URL: https://www.charle.co.jp/ir/ 当社公式ホームページ(企業情報)URL: https://www.charle.co.jp/corporate/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

その他

女性の活躍状況について

当社は美と健康を事業領域としており、商品施策や営業施策に女性従業員の存在は必要不可欠であります。また、当社は女性従業員が結婚や出産後も安心して仕事に従事できる環境を推進していくために、フレックスタイム制度、半日休暇制度、育児休業制度、育児短時間勤務制度を導入しており、積極的な活用促進に取り組んでおります。今後も、さらに女性にとって仕事が継続できる「働きがいのある環境づくり」に努めてまいります。

女性比率について (2021年4月1日現在)

役員の女性比率 11.1% (1名)

管理職の女性比率(1) 12.1% (4名)

正社員の女性比率 44.7% (122名)

()は、対象女性人数

(1) 役員を除く役員の女性比率

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の透明性と健全性の高い企業経営を追求し、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。

また、内部統制システムの構築と運用を単に法的要請に応えるための仕組みとしてだけでなく、経営戦略や事業目標を組織として達成させるための必須の手段として認識しており、その最終目標は企業価値を高め、株主のみならずの負託にお応えすることと考え、内部統制基本方針を定めております。

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づく内部統制の整備に関する基本方針を定めております。その内容は、以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、コンプライアンス行動基準を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを当社の取締役及び使用人に徹底しております。また、法令、企業倫理、社会規範等を尊重するとともに、反社会的勢力との関係断絶等を遵守するための基本的事項を「コンプライアンス規程」に定めております。

(2) 監査等委員である取締役(すべて独立社外取締役)で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性及び透明性を高めたガバナンスの強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組んでおります。

(3) 取締役及び使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合に、具体的な対応は「コンプライアンス相談・申告要領」に定めております。相談・申告窓口として、社内外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。その相談・申告された内容は、「コンプライアンス委員会」による調査を通じて、取締役会が違法行為の停止や再発の防止等の是正措置を図る体制をとっております。

(4) 取締役及び使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、定期的なコンプライアンス教育を実施しております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書及び関連資料等)に関する文書等(電磁的記録を含む。)は、社内規程(「文書管理規程」、「企業機密管理規程」、「情報処理システム管理規程」等)に従い、適切に保存及び管理しております。また、閲覧・謄写の必要性がある場合は、必要な関係者が閲覧・謄写できる体制にしております。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスク管理部門が当社の予見されるリスク情報の管理を行い、リスクの未然防止に努めております。また、リスクの定義や管理体制等については、経営環境の変化に対応し、適時見直しを行っております。

(2) 経営上の重大なリスクが発生した場合は、代表取締役社長の指示のもと、対策本部を設置し、業務執行取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の確認・把握をした上で、対応策を検討し、リスクの最小化、収束に努める体制にしております。

(3) 災害や事故等の緊急事態の発生における事業継続計画(BCP)を定め、事業活動の継続や早期の再開ができる体制にしております。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役会は、業務執行取締役並びに各部門長にて策定した当社及び子会社(以下、当社企業グループ)の経営方針や経営計画、年度予算等を承認しております。業務執行取締役並びに常勤監査等委員である取締役は、経営会議に出席するとともに、全社の業務計画や業績等の進捗を把握し、改善策を検討した上で、四半期単位にて取締役会に報告しております。

(2) 社内規程(「組織規程」、「稟議規程」等)において、業務執行取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に職務の執行が行える体制にしております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社の統制・管理における適正化を図り、当社企業グループの利益を向上させるとともに、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として、「グループ企業管理規程」を定めております。

(2) 当社は、子会社の事業計画、業績、業務の進捗及びその他の重要な情報については、定期的に担当取締役より当社の取締役会に報告を行うとともに、必要に応じて子会社の取締役より業務執行状況を当社の取締役会に報告を行う体制にしております。

(3) 当社は、子会社のコンプライアンス態勢、重要情報の保存・管理体制、リスク管理体制等について、当社の社内規程に準じて子会社が規程を定め、運用することで、企業グループの統制・管理を行うことにしております。

(4) 当社の内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査手続を実施し、当社の代表取締役社長が監査状況を取締役会に報告するものとしており、企業グループの内部統制の効率性と有効性を確保する体制にしております。

(5) 当社の監査等委員会は、必要に応じて会計監査人や内部監査部門と連携を図り、子会社に対して事業の報告を求め、業務、財産等に関する監査を行える体制にしております。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助すべき体制として、内部監査部門内に監査等委員会事務局を設置しております。

(2) 監査等委員会は、「監査等委員会規則」に基づき、監査等委員会の職務を補助する使用人を社内各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査等委員会に報告できるようにしております。

7. 取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員会の職務を補助する使用人は「監査等委員会規則」に基づき、その独立性を確保し、監査等委員会から受けた指示に関して、取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとっております。

(2) 監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動については、監査等委員会の同意を必要としております。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務評価等は常勤監査等委員である取締役が行い、監査等委員会に報告しております。

8. 当社の監査等委員会への報告をするための体制

(1) 当社の監査等委員会は、事業の報告等について、当社企業グループの取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び監査役、使用人より報告を受けられる体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、当社企業グループの重要な会議へ出席できるようにしております。

(2) 当社の監査等委員会は、当社企業グループの取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び監査役、使用人が、法令や規程の違反、企業倫理の逸脱のおそれがある事実を発見した場合は、報告を受けられる体制をとっております。

9. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社企業グループの取締役(当社の監査等委員である取締役を除く。)及び監査役、使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを「監査等委員会規則」に定めております。

10. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務に関するものに限る。)について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を当社が負担いたします。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査等委員会は、監査等委員会の監査の実効性を高めるために、定期的に会計監査人及び内部監査部門と意見交換を行う体制にしております。

(2) 監査等委員会は、事業課題や監査体制等について、必要に応じて代表取締役社長と意見交換をしております。

(3) 当社は、監査等委員会が監査等委員会の職務を補助する使用人に対して監査に必要な調査を求めることができ、必要に応じて、外部の有識者(弁護士、公認会計士)と随時相談できる体制にしております。

12. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社企業グループの財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に基づき、関連規程等を整備するとともに、代表取締役社長が最高責任者となり、内部統制を有効に機能させる体制並びにその報告体制を構築し、定期的に評価し、不備があれば必要な改善措置を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分認識し、かつ、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけるための基本的事項を定めます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じないことの徹底を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1) 適時開示方針

当社は、企業としての正しいあり方(企業倫理)を認識し、経営の透明性と健全性の高い企業活動の遂行に努める。また、金融商品取引法をはじめ、東京証券取引所の上場規程等からの会社情報等の適時開示にかかわる社会的責任は、投資者をはじめ、お客様、取引先、役員等、従業員等、地域社会等に影響を与えることを鑑み、次の原則により適時開示に取り組んでおります。

情報開示原則

上場規程等に基づき、投資者等にとって必要な情報は、迅速かつ正確に開示する。

自主開示原則

上場規程等に定められる適時開示基準以外の情報についても、適時開示可能な情報については自主的に開示する。

適時開示原則

適時開示可能な情報については、決定後、速やかに適時開示する。なお、原則として、証券記者クラブが対応できる時間内に適時開示する。

公平開示原則

一部のステークホルダーに対して偏ることなく、公平に情報を発信するように努める。

情報管理原則

会社情報等の適時開示内容にかかわる役員等及び従業員等は、適時開示されるまでは、情報管理を徹底する。

沈黙期間

当社は、決算(四半期含む)情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するために、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、この期間は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとする。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きくはずれる見込みがでてきた場合には、上場規程等に従い、適時開示する。

2) 会社情報の適時開示に関する社内体制

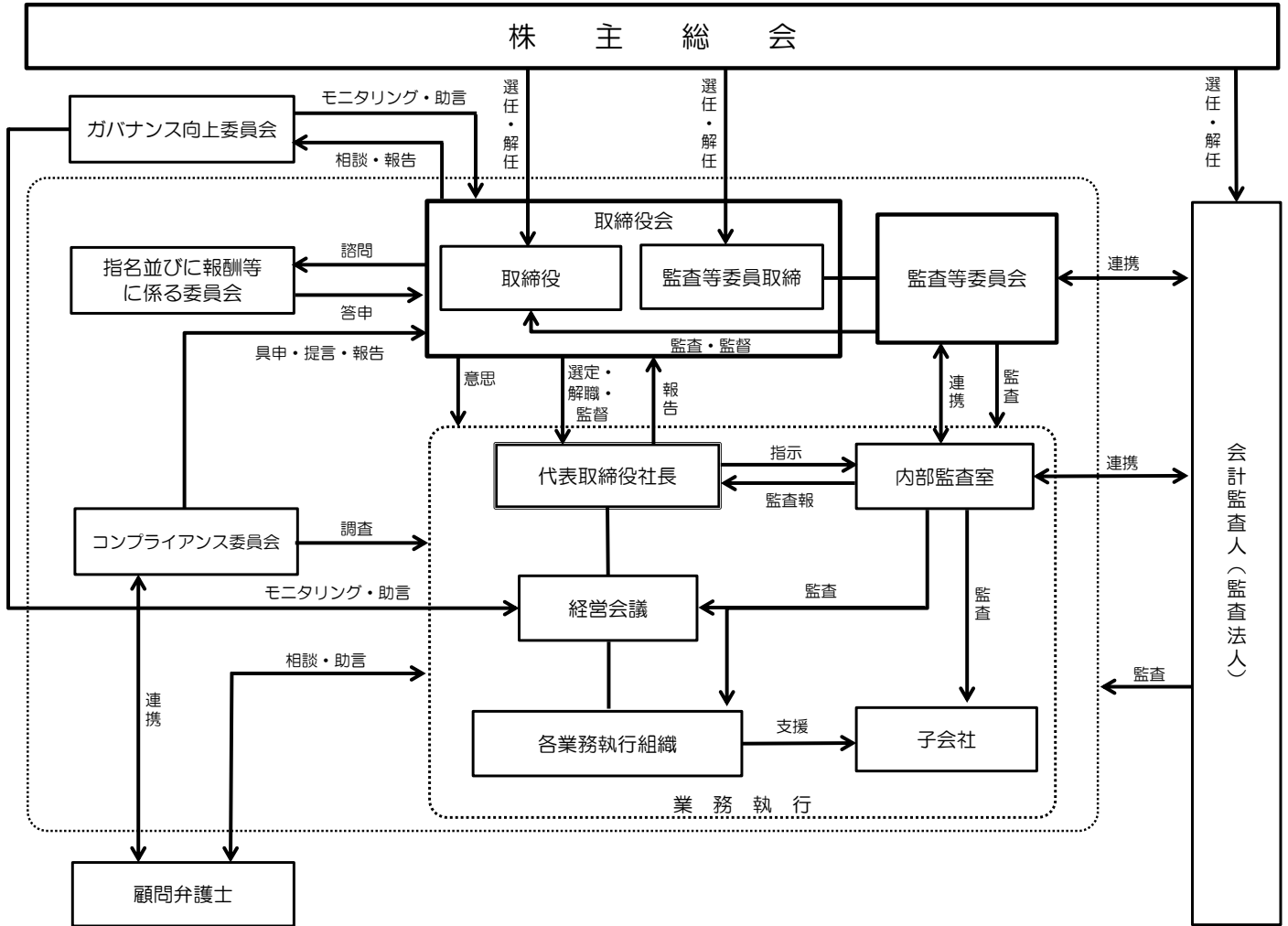
会社情報の適時開示事案及びフェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報等(以下、「適時開示情報等」という。)が生じた際、各部署の管理責任者は、統括管理責任者に報告することになっています。

また、監査等委員又は監査等委員会が適時開示情報等を認識した場合も、統括管理責任者に報告することになります。統括管理責任者は、適時開示情報等が生じたこと及びその内容を情報取扱責任者に報告するとともに、監査等委員又は監査等委員会に対しても情報の共有を行います。情報取扱責任者は、統括管理責任者から報告があった適時開示情報等が適時開示に該当するか否かを判断し、また、統括管理責任者は、適時開示時期等に関しても情報取扱責任者に対して助言を行います。

なお、情報取扱責任者が、適時開示情報等の内容が適時開示に該当するか否かを判断しがたいときは、適時開示情報検討委員会を招集し、東京証券取引所への事前相談結果等を踏まえて、適時開示に該当するか否かを判断します。

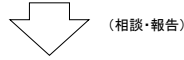
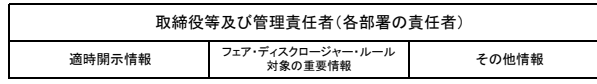
適時開示が決定した場合、適時開示情報等のうち、決定事実・発生事実及び決算情報等の適時開示については、取締役会の承認を得て、なお、緊急を要する発生事実及びフェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報等の適時開示については、代表取締役社長の承認を得た上で、情報取扱責任者の指示のもと、速やかに適時開示いたします。

■ コーポレート・ガバナンス体制模式図

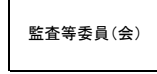
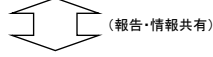
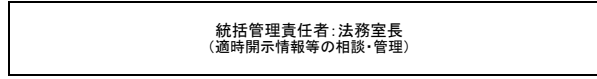


適時開示情報等に係る社内体制概略図

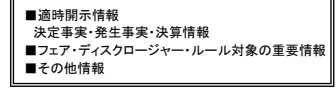
■適時開示情報等の発生



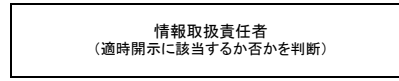
■適時開示情報等の集約



(報告・助言)



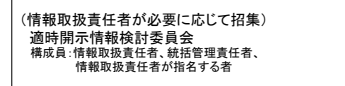
■適時開示情報等の適時開示の要否判断



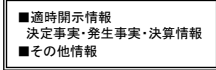
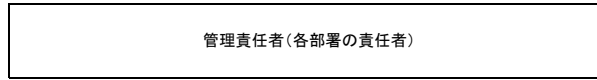
(連絡・相談)

(指示)

(招集)

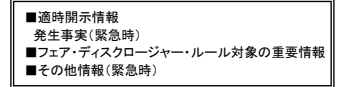


■開示資料作成

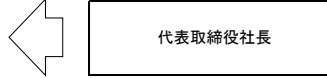
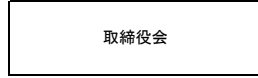


(提案)

(報告)



■適時開示内容承認

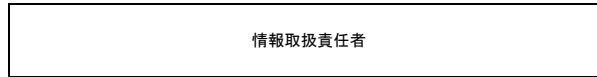


(報告)

(指示)

(指示)

■適時開示



(開示)

